

令和5年度「京都市地域商業新展開支援事業」実施業務委託仕様書

1 事業概要

(1) 委託事業の名称

令和5年度「京都市地域商業新展開支援事業」実施業務

(2) 事業委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3) 事業の目的

ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展、インターネット販売の普及など、本市の地域商業を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。商店街においても、経営者の高齢化や会員の減少等により、担い手や資金が不足し、活性化に向けた取組が実施できない状況も出てきている。

実店舗における対面接客や商店が集積している空間としての魅力・信頼性は、商店街をはじめとする商店集積エリアの持つ大きな強みであるが、消費者のニーズが多様化している中、来訪者を呼び込むためには、商店街等が地域や各種団体等との連携を深め、一体的かつ主体的に、誘客促進に向けた“新たな価値の創造”や“地域の魅力向上”に取り組むことが重要であり、そのきっかけづくりも含めた支援が必要であると考えている。

本事業は、商店街等へのコーディネーターの派遣等を通じて、地域商業者等が一体となって飲食・買い物・体験等の商業コンテンツを創出・育成し、広くPRする取組を支援するほか、商店街等が若手や非会員を取り込みながら組織の再構築・活性化を目指す取組を支援し、取組事例の紹介・情報発信による他地域への波及効果も含め、地域商業の活性化を図ることを目的に実施する。

(4) 支援内容（分類と概要）

ア 商業コンテンツ育成支援

商店会や商業者グループ等にコーディネーターを派遣し、地域商業者が文化・アートをはじめとする多様な分野の関係者と連携しながら一体となって取り組む、誘客促進やエリアのブランド化につながる、魅力的な商品・サービス等の商業コンテンツの創出・育成を支援する。

なお、令和5年度は、事業計画の立案や運営体制の構築等、事業実施に必要な準備を行うとともに、本市の「ふるさと納税型クラウドファンディング」により、事業実施に必要な資金を調達する（事業の実施は令和6年度を想定）。ただし、当クラウドファンディングでは、集まった分だけ支援金を受け取る「all-in」方式を採用することを想定しているため、その他の自主財源（収入）確保につながる手法についても検討・実施する。

(ア) 対 象：商店会及びその連合体、商業者グループ

(イ) 支 援 数：3～5団体

イ 商店会等組織再構築支援

意欲はあるものの、経営者の高齢化や会員の減少等による担い手不足により、新たな取組を実施することができないといった課題を抱える商店会や商業者グループが、若手や非会員を取り込みながら、組織の再構築・活性化に向けて実施する協議やビジョン策定のほか、若手会の結成等の新たな運営体制の検討・構築、新たな体制で行うトライアル事業の検討・実施等を支援する。

(ア) 対 象：商店会、商業者グループ

(イ) 支 援 数：3～5団体

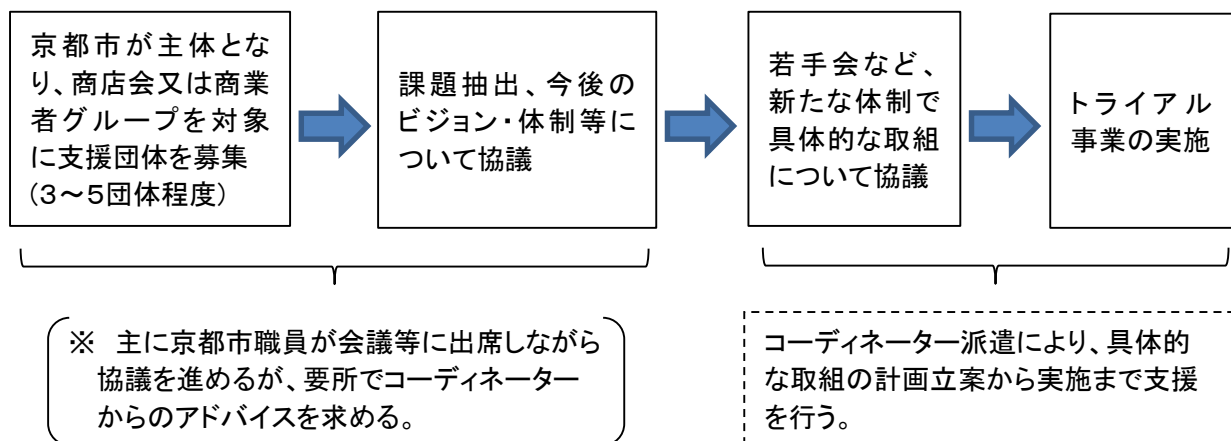
(5) 事業の主な流れ

ア 商業コンテンツ育成支援

3～5月	5～9月	10～12月	1～3月
京都市が主体となり、商店会及びその連合体、商業者グループを対象に支援団体を募集(3～5団体程度)	地域商業者等の連携による、誘客促進・売上向上に資する商業コンテンツの検討	ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した資金調達(目標500万円)	翌年(令和6年度)の事業実施に向けた準備、詳細な事業計画の立案、まとめ
●支援団体の公募・決定 コーディネーター派遣	●事業内容の決定	●資金調達	
事業内容・運営体制等の検討 クラウドファンディング実施 実施準備			

※ 立案した具体的な事業は、「ふるさと納税型クラウドファンディング」により調達した資金を活用し、令和6年度に、支援団体が主体的に実施することを予定している。

イ 商店会等組織再構築支援



2 実施体制及び業務内容

本事業の目的を達成するため、次に掲げる項目を新型コロナウイルス感染症対策に十分考慮した方法で実施するものとする。

なお、本項目に明記されていない事項であっても、本事業の目的を達成し、商店街の維持・発展やエリアのブランド化につながる効果的な事業提案を妨げるものではない。

(1) 実施体制

本事業の実施に当たっては、以下の役割を担う人材を選定のうえ、配置すること。

ア 統括コーディネーター

(商業コンテンツ育成支援：1名、商店会等組織再構築支援：1名)

商業や商店街の振興、まちづくり、ブランディング、組織の再構築・活性化等に関する深い知識と経験を持ち、誘客促進に向けた効果的な事業を構築するのに必要な能力を有し、責任者として本事業を円滑に遂行できる者とする。

また、本事業全体をマネジメントし、進捗管理及び関係者との調整等を行うとともに、本市に対して各支援事業の進捗状況等を報告する定例会議等を定期的を開催するほか、本市との協議の必要が生じた場合は、遅滞なく本市に報告・連絡・相談を行うこと。

なお、商業コンテンツ育成支援に係る統括コーディネーターが、商店会等組織再構築支援に係る統括コーディネーターを兼任することを認める。

イ 派遣コーディネーター

(商業コンテンツ育成支援及び商店会等組織再構築支援で合計2名以上配置)

(ア) 商業コンテンツ育成支援

商業や商店街の振興、まちづくり、商業コンテンツの創出・育成に関する深い知識及び適切な能力を有し、商店街代表者や地域団体等とともに、誘客促進・エリアのブランド化につながる有効な取組について提案・検討・実施することができる者とする。

(イ) 商店会等組織再構築支援

商業や商店街振興、まちづくり、組織の再構築・活性化に関する深い知識及び適切な能力を有し、商店街代表者や地域団体等の関係者とともに、組織の再構築・活性化につながる有効な取組について提案・検討・実施することができる者とする。

なお、(ア)(イ)いずれの支援においても、市内他商店街等の参考となり、波及効果を高めることが期待できる取組を提案すること。

また、統括コーディネーターが派遣コーディネーターを兼任することを認める。

ウ 専門アドバイザー (必要に応じて選定し派遣)

商業や商店街の振興、まちづくり、商業コンテンツの創出・育成、組織の再構築・活性化支援に関する特定分野の専門知識や経験を有する者とする。

なお、専門アドバイザーは、各支援事業を実施する中で、統括コーディネーターや派遣コーディネーター及び本市が、支援対象商店街等が事業内容を検討する中で、文化・アート・教育・福祉等、専門的な知識・助言が必要であると判断した場合に選定する。

＜提案を求める事項１＞

本事業に必要な質・作業量から、実務に精通し、業務遂行に必要なスキルやノウハウを有する人材を提案し、最適な体制を構築してください。

【留意事項】

特に派遣コーディネーターについては、商業コンテンツ育成支援では、誘客促進・売上向上やエリアのブランド化につながる具体的な取組の提案を、商店会等組織再構築支援では、組織の再構築・活性化につながる具体的な取組の提案を行うとともに、関係者との綿密な調整、進捗管理等を期待するものであり、支援団体のニーズや課題をしっかりと把握し、本市とも適時協議しながら、柔軟な対応・提案が可能な人材を配置すること。

(2) 業務内容

本仕様書の内容を踏まえ、必要となる業務量や人員、期間・スケジュール等を検討のうえ取りまとめ、契約締結後、速やかに本市に提出し協議を開始すること。

また、実施する会議の内容や具体的な取組内容等については、本市と事前に十分協議するとともに、支援団体や連携する地域団体・事業者等の関係者と相談・協議した内容等については適宜報告し、意思疎通を図りながら事業を進めること。

ア 商業コンテンツ育成支援

商業コンテンツ育成支援では、本市が決定した３～５団体を支援対象とし、コーディネーター派遣等を通じて、誘客促進や売上向上、エリアのブランド化を目的に、地域商業者等が一体となって取り組む、飲食・買い物・体験等の商業コンテンツの創出・育成を支援するとともに、他団体や地域商業者との連携・運営体制の構築、自主財源の確保等、持続可能な取組とするための具体的手法についても併せて検討すること。また、事業の効果測定や情報発信を行うこと。

(7) 支援団体や地域のニーズ・課題、既存の商業コンテンツ・地域資源等の確認

支援団体や周辺地域のニーズ・課題を把握したうえで、既存の商業コンテンツや地域資源等を確認すること。また、他都市における事例等、検討を進めるにあたって有効な情報を収集し、効果的な取組の提案につなげること。

(4) 会議等の準備・開催・摘録作成

各支援団体や関係団体等との会議（協議の場）を月１回以上（年９回以上）設定し、会場や協議用資料等の準備、当日の進行管理など、運営全般において責任を持って実施すること。また、会議等の摘録は１週間以内を目途に遅延なく作成し、本市に確認のうえ、関係者と共有すること。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえ、会議等をオンラインや電話等の方法で実施することについては、事前に本市と協議のうえ決定するものとする。

(7) 事業計画書の作成・更新

各支援団体が目指す目標やビジョンを柱として、現状や課題、具体的な商業コンテンツ・事業案（令和６年度に実施する事業及び将来的に実施すべき事業等）、運営体制、自主財源確保のための手法、予想される事業効果等を事業計画書として分かりやすくまとめ、作成し、都度開催される協議内容等を踏まえて随時更新のうえ、本市及び各支援団体等とも共有すること。

なお、令和５年度中に事業計画の立案と資金調達を行った後、令和６年度に各支援団体が主体となって事業を実施することを想定しているため、令和６年度にコーディネーターの支援がなくとも円滑に事業が実施できるよう、詳細な事業計画書を作成し、準備すること。

(エ) 関係団体や民間事業者等、協議体への参加等に関する調整

実施する取組が効果的かつ持続可能なものとなるよう、地域や大学をはじめとする各種関係団体、民間事業者等との連携等について提案し、各支援団体や本市の承認のもと、協議体への参加要請等について調整すること。

(オ) ふるさと納税型クラウドファンディングの紹介ページ作成

各支援団体の事業実施に必要な資金を調達するため、「ふるさと納税型クラウドファンディング」を行うにあたり、立案した事業計画に基づき、利用するWEBサイト（紹介ページ）に掲載する文章や画像等を作成し、提供すること。

なお、目標金額は、1支援団体あたり100万円（100万円×3～5団体）を目安に、総額500万円とする（うちWEBサイト利用手数料は100万円（寄付額の約20%）を想定）。

(カ) 成果指標の設定・事業実施前の状況把握

事業計画の立案にあたっては、各支援団体において来街者数や売上等の成果指標を設定すること。成果指標は、令和6年度の事業実施以降も、各支援団体が主体的かつ継続的に、年1回以上の効果測定を行うことができるよう、具体的な手法等を検討し設定すること。

また、令和5年度は、事業実施前の基礎となる測定を行うこと。

(キ) 情報発信・成果のとりまとめ

他商店街等の参考となるよう、各支援事業における取組を広く周知するため、適宜、本市で運用するSNS（facebook「やっぱり京都の商店街」）や各種媒体を活用するなど、情報発信の具体的な手法について提案のうえ実施すること。

また、協議内容や取組の決定に至る経過、地域団体・事業者等との連携内容や運営体制、自主財源の確保に向けた取組等、他商店街の参考になるような資料を支援団体別に個々に作成し、SNS等を活用して情報発信を行うこと。

<提案を求める事項2>

市内の商業や商店街等の状況を確認したうえで、地域商業者等が一体となって取り組むことで“地域の魅力向上”や“新たな価値の創造”を実現し、誘客促進や売上向上につながる有効な商業コンテンツの創出・育成が期待できる具体的な取組等について3件以上挙げ、想定される商業コンテンツの内容や効果的な取組、連携先、運営体制等について、他都市での好事例等を交えながら、提案してください。

また、立案した事業を確実に実施するための、ふるさと納税型クラウドファンディング以外の自主財源確保に向けた具体的な手法についても提案してください。

加えて、本支援事業が終了した後も持続的な取組となるよう、提案する商業コンテンツの展開・発展に有効な連携・運営体制のほか、効果測定の方法、支援対象以外の商店街への波及効果が見込める情報発信・周知方法等について提案してください。

なお、提案内容をそのまま実施するものではありません。

【留意事項】

具体的な取組を検討・提案する際には、特に以下2点について留意すること。

- ・誘客促進や売上向上につながる持続可能な取組
- ・地域団体や民間事業者等と連携した、地域商業者による一体的な取組

イ 商店会等組織再構築支援

商店会等組織再構築支援では、本市が決定した3～5団体を支援対象として、本市職員が出席し伴走支援する、組織の再構築・活性化に向けた課題抽出やビジョン（コンセプト）の検討といった協議内容を確認・共有し、ビジョン策定や新たな運営体制の構築等に対してアドバイスを行うこと。

また、新たな運営体制を構築した後、トライアル事業の検討を開始する際（それ以降）は、コーディネーターを派遣し、組織の活性化や連携強化につながる有効な取組について提案し、実施まで支援すること。加えて、事業の効果測定や情報発信を行うこと。

(7) 協議内容の確認・把握とアドバイス

主に本市職員が出席し進める、組織としての課題抽出やビジョンの策定、新たな運営体制の構築等に関する協議内容を随時確認・把握しつつアドバイスをを行い、効果的な取組の提案につなげること。

(4) 会議等の準備・開催・摘録作成

具体的なトライアル事業を検討するための各支援団体や関係団体等との会議（協議の場合）を2箇月に1回以上（年3回以上）設定し、会場や協議用資料等の準備、当日の進行管理など、運営全般において責任を持って実施すること。また、会議等の摘録は1週間以内を目途に遅延なく作成し、本市に確認のうえ、関係者と共有すること。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえ、会議等をオンラインや電話等の方法で実施することについては、事前に本市と協議のうえ決定するものとする。

(7) 事業計画書の作成・更新

各支援団体が目指す目標やビジョンを柱として、現状や課題、組織の活性化に資する具体的な事業案（令和5年度に実施）、運営体制、自主財源確保のための手法、予想される事業効果等を事業計画書として分かりやすくまとめ、作成し、都度開催される協議内容等を踏まえて随時更新のうえ、関係者と共有すること。

(1) 関係団体や民間事業者等、協議体への参加等に関する調整

実施する取組が組織の活性化につながる効果的な取組となるよう、若手や非会員店舗をはじめとする関係者との連携・協議体への参加等について提案し、各支援団体や本市の承認のもと、協議体への参加要請等について調整すること。

(4) 事業の実施

本事業の趣旨に十分留意し、具体的な取組を各支援団体や連携する地域団体・事業者等とともに実施すること。

なお、取組に係る事業費については委託料から負担し、1団体あたり20万円程度（20万円×3～5団体）を目安に、総額100万円程度とすること。

(4) 事業効果の測定

事業実施にあたっては、各商店街における成果指標を「協議会等への新規参加者数3名以上」に、効果指標を「正会員数の増加2件以上」に設定すること。併せて、トライアル事業においては、来街者数や売上などの成果指標を設定し、効果測定を行うこと。

(4) 成果のとりまとめ・情報発信

他商店街の参考となるよう、各支援事業における取組を広く周知するため、適宜、本市で運用するSNS（facebook「やっぱり京都の商店街」）や各種媒体を活用するなど、情報発信の具体的な手法について提案のうえ実施すること。

また、協議内容や取組の決定に至る経過、地域団体・事業者等との連携内容や運営体制等、他商店街の参考になるような資料を支援団体別に個々に作成し、SNS等を活用して情報発信を行うこと。

＜提案を求める事項3＞

市内の商業や商店街等の状況を確認したうえで、会員・役員の高齢化や会員の減少等により、担い手や資金の不足等の課題を抱える商店会等組織の再構築・活性化につながる具体的な取組事例について3件以上挙げ、効果的な取組や連携先、運営体制等のほか、効果測定の方法、支援対象以外の商店街への波及効果が見込める情報発信・周知方法について、他都市での好事例等を交えながら、提案してください。

なお、提案内容をそのまま実施するものではありません。

【留意事項】

具体的な取組を検討・提案する際には、特に以下2点について留意すること。

- ・組織の活性化につながる取組
- ・関係団体や民間事業者等との連携

3 事業の報告及び対象経費等

(1) 事業の報告

事業終了後の提出書類は以下のとおりとし、紙資料については原本のほか、副本5部、電子データは本市が指定する記録媒体に収録して提出する。

ア 実績報告書

イ 収支決算書

ウ 商業コンテンツ育成支援及び商店会組織等再構築支援における各種協議・取組内容、今後の取組方針等をまとめた活動報告書

※ 公表することで他商店街の今後の参考となり、波及効果が見込める資料となるよう、各商店街及びテーマ単位で作成し、電子データにて提出すること。

※ 商店会組織等再構築支援については、本市と協力し、商店会の課題や今後のビジョン、新たな運営体制等、具体的な取組の協議に入る前段階の協議内容についても取りまとめ、活動報告書を作成すること。

エ 本事業で取得、利用又は作成した資料

オ その他、本市が指示するもの

※ 報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※ 電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobatを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行うこと。

(2) 対象経費

本事業を遂行するために必要な経費であり、通常事業と区別して経理することが可能な経費とする。

- ア 人件費
- イ 交通費
- ウ 会場賃借料
- エ 謝金
- オ 消耗品費
- カ 広報費
- キ 通信運搬費
- ク 委託費（ただし、一括再委託は除く。）
- ケ アルバイト賃金
- コ その他、本事業の遂行に必要と認める経費

(3) 対象外経費

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得又は借上に要する経費
- ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- エ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- オ 打合せの際の飲食代等、公費で負担すべきでない経費
- カ その他、本事業との関連が認められない経費

(4) その他留意事項

- ア 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等、社会情勢を踏まえ、実施体制及び業務内容に関しては適宜本市と協議すること。

なお、感染状況等を鑑み「2 実施体制及び業務内容、(2) 業務内容」に記載の業務が実施できなかった場合は、その実績に応じて、委託料を減額する場合がある。

- イ 契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。

- ウ 委託事業の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うとともに、毎月、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。また、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が事業実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。

- エ 共同事業体で本事業を実施する場合は、同事業体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同事業体内の正確な意思伝達を行うこと。

- オ 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。

- カ 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

- キ 本事業により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。

- ク 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

- ケ 本事業により生じた収入については、本市が収入するものとする。ただし、商店街等が販売する商品・サービス等の売上については対象外とする。

- コ 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。
- サ この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行ったうえで決定する。
- シ 委託契約金を概算払いで受けた場合は、本事業に係る経費について、他の経費と明確に区分し、事業終了後に支出額を記載した精算書を本市に提出すること。
精算の結果、受託者へ交付した委託料に残額が生じた場合は返戻すること。
- ス 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。